

## 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）  
第五十六条第七項の規定により、平成二十九年六月に収去した飼料等の試験結果の  
概要を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十五日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

## 1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 全国酪農業協同組合連 合会 東京都港区	埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	乾牧草等	クレイングラス	29.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
(輸入業者) アタカ通商株式会社 東京都中央区	同上	同上	オーツヘイ	29.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
同上	同上	同上	カナダチモシー	29.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無
(輸入業者) JA 東日本くみあい飼料 群馬県太田市	同上	同上	ルーサン	29.6	重金属-鉛、カドミウム、 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

## 2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
有限会社タナカ鉄工 埼玉県久喜市	同左	焼成卵殻粉末飼料	29.6	栄養成分等-カルシウム	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。